

**「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利
用の促進に関する条例(仮称)について」に関するご意見と市の考え方**

No.	ご意見(趣旨)	市の考え方
1	<p>「ろう者」と呼ばれる人は、手話を主なコミュニケーション手段としており、ろう者以外の障害者の方々のコミュニケーション手段(要約筆記や点字、音訳、平易な表現)は、日本語である。手話と日本語は、違う言語である。手話と日本語は、違う言語であり、視覚言語と音声言語と表現方法も全く違うことから、手話への理解や普及のためにも「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」の別立てを提案する。</p>	<p>「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」については、施策の推進においては同様の内容になることから、別の条例とすることは考えておりません。</p>
2	<p>タイトルに手話言語の文言を入れず、すべての障がい者を対象にしていると分かるようなタイトルにするべきでは。</p>	<p>タイトルについては、いただいたご意見や検討委員会でのご意見等を参考にした上で、条例案として議会に提出したいと考えております。</p>
3	<p>タイトルの手話言語の記述を、後ろの方に持ってきて、「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進及び佐賀市手話言語の普及に関する条例」とした方がいいのでは。</p>	
4	<p>タイトルに、手話が単なる手段ではなく独自の言語であることを理解してほしいことと、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進が並記されているのに違和感があり、わかりにくい。</p> <p>他の障がい者にとってのコミュニケーション手段と手話の重みが違うように感じる。</p>	<p>「手話言語の普及」は、手話が言語であるということについての普及を図るものであり、コミュニケーション手段としての手話と他のコミュニケーション手段の重みに違いは無く、それぞれのコミュニケーション手段は、使用される方にとっては必要不可欠なものであると考えております。</p>

5	<p>いろいろな障がい者がいるなかで、内容に手話言語だけ特記されているのは違和感がある。</p>	<p>手話言語については、条約や法律においても手話言語が音声言語と同じように言語に含まれることが規定されており、手話が言語であることの普及を進めることを目的として記載しております。</p>
6	<p>「ろう者」以外の障害がある方のコミュニケーション手段(要約筆記、点字、音訳、平易な表現)は、日本語を母語とする音声言語や書き言葉で、「ろう者」の母語は手話という視覚言語、ということをも市民に知ってほしい。</p>	<p>施策の推進方針においても、「手話が言語であることの理解の促進」を掲げており、この推進方針を基に具体的な施策を進めます。</p>
7	<p>障害者だけでなく、すべての方がコミュニケーションを円滑にしたいと思っている。そのための文化づくりこそが、障害者はもちろん、健常者も生きやすい世界につながるのでは。</p> <p>その意味で、第一歩目として「障害者」に焦点を当てるのはとても分かりやすい。特にコミュニケーション＝言葉のやりとりが主体となるため、聴覚障害者の支援をスタートラインにしていくのは有意義な形だと考える。</p>	<p>この条例を制定し施策を実施することで、障がい者だけでなく高齢者や子どもも含めたすべての市民の情報取得やコミュニケーション手段の利用促進に繋がるものと考えます。</p> <p>なお、今回の条例は、手話が言語であることについての普及と、すべての障がい者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例であるため、聴覚障がいの方だけでなく、すべての障がい者の方の困りごとや不安を取り除くことができるよう具体的な施策を進めていきたいと考えます。</p>
8	<p>前文に、「手話は長年に渡り言語として認められてこなかった歴史があります」と記載されているが、「手話言語が認められない」＝「権利の侵害」と考えられ、「権利が侵害されてきた歴史がある」旨を追加してほしい。</p>	<p>歴史や背景については、現在の表現によっても反映されているものと考えております。</p>
9	<p>学校・保育園・幼稚園等の役割、各窓口や公共施設の役割は、規定しないのか。</p>	<p>条例の形式上、規定していませんが、市の施設の場合は「市の責務」、民間の場合は「事業者の役割」に含まれることとなります。</p>
10	<p>本人やその家族、支援者に意見を求めた上で、すべての障がいの方が、コミュニケーションをとりやすくするための具体案を作成してほしい。</p>	<p>施策の推進に当たり、障がい者の当事者団体等の意見を聞きながら、効果検証も含めて実施していきたいと考えます。</p>

11	<p>障害者の特性に応じたコミュニケーションの取り方を学んだり教えたりする方法を誰が、いつ、どこでやるかを明示すべきでは。</p>	<p>この条例は、目的や基本理念、それに基づく施策の推進方針等を規定するものです。</p> <p>そのため、具体的な方法は明示していませんが、先進的な取り組みなどを参考に、施策を実施したいと考えております。</p>
12	<p>理解の促進、学ぶ機会の提供、これが特に重要で、どんなにハード面のコミュニケーション手段が担保されても、ソフト面で誰のためのものなのか何のために必要なかが理解されないと真の選択・利用はできず共生社会には近づかない。</p>	<p>施策の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
13	<p>窓口において、筆談以外のタブレットなどを活用した文字情報保障の手段を取り入れてほしい。</p>	<p>施策の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
14	<p>バルーンフェスタで、街なかを走るバスの車内に停車案内の表示がなく、夜のイベント中止の視覚的な案内がなかった。条例ができて、見てわかる案内や、手話・筆談等で市民が対応できる社会になることを期待する。</p>	<p>施策の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
15	<p>検証機関として、当事者、意思疎通支援者、学識経験者、教育関係者、人権関係者(人権擁護委員)、民間事業者、公募市民で構成される「推進会議」を設置してほしい。</p>	<p>自立支援協議会等さまざまな検証の場を活用していきたいと考えております。</p>
16	<p>条例施行から3年ごとに、条例施策状況の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう、附則の明記が必要ではないか。</p>	<p>施策の推進方針において「施策の推進に当たっては、その進捗について検証し、必要に応じて施策の見直しを行う」としています。</p>